

**富山県スポーツ情報総合ポータルサイト構築業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この実施要領は、県内で開催されるスポーツイベント情報、施設情報、大会・合宿支援情報などを一元化・発信するウェブサイト을構築し、ウェブサイトのプロモーションを実施する富山県スポーツ情報総合ポータルサイト構築業務（以下「本業務」という。）の委託先を選定するための公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関して、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

富山県スポーツ情報総合ポータルサイト構築業務委託

(2) 業務内容

別紙1「富山県スポーツ情報総合ポータルサイト構築業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

(4) 予算額（業務委託費の上限）

金5,410,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とする。

（上記予算額は、契約時の予定価格を示すものではない。）

3 実施スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 質問書 提出期限 | 令和7年6月26日（木）午後5時【必着】 |
| (2) 質問に対する県からの回答 | 6月30日（月）午後5時 |
| (3) 参加申込書 提出期限 | 7月2日（水）午後5時【必着】 |
| (4) 企画提案書等 提出期限 | 7月9日（水）午後5時【必着】 |
| (5) 候補者選定 | 7月中旬（予定） |
| (6) 契約締結 | 7月下旬（予定） |

4 参加資格要件

次の条件のすべてを満たす者とする。

- ① 富山県との打ち合わせ等に常時参加できる体制をとれる者であること。
- ② 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- ③ このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- ④ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞

納していないこと。

- ⑦ 提案書受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づく更生手続き開始の申し立て及び民事再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑧ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること。

5 参加申込

プロポーザルへの参加を希望する場合は、下記により必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式 1）、
会社概要（様式任意、パンフレット等で可）
- (2) 提出期限 令和 7 年 7 月 2 日(水)午後 5 時【必着】
- (3) 提出方法 電子メール
件名は「【参加申込】 富山県スポーツ情報総合ポータルサイト構築業務」とすること。
参加申込を受け付けた場合は、受け付けた旨の通知メール（以下「受付完了メール」）を送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。
- (4) そ の 他 参加申込書提出後にやむを得ず参加を辞退する場合は、令和 7 年 7 月 7 日(月)午後 5 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。（提出方法は参加申込と同様）

6 質問の受付・回答

プロポーザルへの参加に際して質問がある場合は、下記により提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル質問書（様式 2）
- (2) 提出期限 令和 7 年 6 月 26 日(木)午後 5 時【必着】
- (3) 提出方法 電子メール
件名は「【質問】 富山県スポーツ情報総合ポータルサイト構築業務」とすること。
質問を受け付けた場合は、受付完了メールを送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。
- (4) 回 答 質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 30 日(月) までに、県のホームページに掲載する。
- (5) そ の 他 以下の質問は受け付けないこととする。
 - ・電話又は口頭による質問
 - ・評価基準の配点に関する質問
 - ・参加申込みの状況など、他の事業者に関する質問
 - ・その他、不適切又は無関係な質問

7 企画提案書の提出

参加申込書を提出した者（以下「参加者」という。）は、別紙1「仕様書」等を踏まえ、下記により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

別紙1「仕様書」や別紙2「審査基準」を参照のうえ、提案すること。

ウェブサイト構築については、仕様書に記載したターゲットに合わせたわかりやすいデザイン及び利用者・管理者双方にとって操作性の良いものにするともに、ウェブサイトビジュアルや操作方法などの提案内容がわかるようにすること。広告運用については、ターゲットにあった広告ビジュアルや広告配信手法などの提案内容が分かるようにすること。提案書には、実施フロー・スケジュール、業務の具体的な実施方法を盛り込むこと。

②経費見積書（任意様式）

業務別（ウェブサイト構築と広告運用）に内訳が分かるように記載すること。なお、広告費用の広告媒体原価と管理運用費についても内訳が分かるように記載すること。

③業務実施体制（任意様式）

責任者氏名及び職務履歴、人員配置・実施体制について記載すること。

④会社概要（様式3）

(2) 提出期限 令和7年7月9日(水)午後5時【必着】

(3) 提出方法 電子メール

件名は「【企画提案書】富山県スポーツ情報総合ポータルサイト構築業務」とすること。

企画提案書を受け付けた場合は、受付完了メールを送信する。受付完了メールが届かない場合は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てに問合せすること。

(4) 形 式 等 ファイル形式はPDFとし、原則として1ファイルにまとめること。

ファイルサイズが20MBを超える場合は、事前に連絡のうえ、提出方法について別途の指示に従うこと。

(5) 留意事項

- ・企画提案書は参加者1者につき1案のみとする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。（審査の結果に関わらず、電子データは県において必要な期間保存するものとする。）
- ・業務委託の契約候補者（以下「候補者」という。）に選定された企画提案書の内容は、委託業務の目的の範囲内において、県は無償で使用する（素材として一部を流用又は加工する場合を含む）ことができるものとする。
- ・第三者（受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じること。
- ・提出された企画提案書の内容について、内容の確認及び追加資料の提出を求める場合がある。

8 審査方法等

- (1) 企画提案書による書面審査により採用者を決定する（必要に応じてヒアリングを実施）。
- (2) 審査基準は、別紙2「審査基準」のとおり。
- (3) 審査結果については、選定の有無に関わらず、後日書面で通知します。なお、決定の経緯、決定理由等に関する問合せには応じません。
- (4) 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当していることが判明した場合は、候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ① 参加資格を有しない者が提案を行うこと。
- ② 同一参加者が複数の提案を行うこと。
- ③ 審査会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- ④ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ⑤ 候補者の選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- ⑥ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。
- ⑦ 見積額が上記「2(4) 予算額（業務委託費の上限）」を超えているもの。
- ⑧ 所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合。
- ⑨ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと。

(5) その他

- ・参加者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうか判断する。

9 契約の締結

- (1) 候補者に選定された者と仕様書等について協議を行い、契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更の協議を含む。
- (2) 候補者との協議が不調となった場合は、8の審査において次点の評価を得た者と協議を行う。
- (3) 契約金額は、原則として、提案された見積額の範囲内とする。

10 その他

- (1) 企画提案書作成等のプロポーザル参加に要する全ての費用は、参加者負担とする。
- (2) 各種書類を電子メールにより提出する際は、下記「11 提出先・問合せ先」宛てとすること。
- (3) 受託者は、委託業務を行うにあたり、本県の同意なく、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

11 提出先・問合せ先

富山県 生活環境文化部 スポーツ振興課 スポーツ環境魅力向上担当
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL : 076-444-3403/ FAX : 076-444-4617
E-mail : asportshinko@pref.toyama.lg.jp